

## 訂 正 表

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『労務管理 2 級』の記述の一部に誤りがありました。お詫びとともに以下のとおり訂正させていただきます。

版・刷	頁	訂正箇所	誤	正
初版 第 2 刷	16	図表 1 - 1 - 6 の「賃金」の項、「振替休日」の欄 1 ～ 2 行目	～休日の出勤については通常の賃金を支払う必要はない。	～休日の出勤については割増しの賃金を支払う必要はない。
初版	16	図表 1 - 1 - 6 の※	※一番大きな違いは割増しが～	※一番大きな違いは <u>休日</u> 割増しが～
初版 第 2 刷	17	本文上から 6 行目	④ <u>監視・断続的な労働</u> に従事する者	④ 監視に従事する者
初版 第 2 刷	17	本文上から 7 行目	これだけは <u>所轄労働基準監督署長の許可</u> が必要。～	所轄労働基準監督署長の許可が必要。～
初版 第 2 刷	17	本文下から 6 ～ 5 行目	～（精神的緊張があるため）	～（精神的緊張が高い業務）
初版 第 2 刷	17	本文下から 4 行目	② プラント等における計器類を監視する業務	② プラント等における計器類を <u>常態として監視</u> する業務
初版 第 2 刷	17	本文下から 1 行目	休憩時間は少ないが、～	<u>所轄労働基準監督署長の許可</u> が必要。休憩時間は少ないが、～
初版 第 2 刷	18	本文下から 8 行目	やはり <u>所轄労働基準監督署長の許可</u> が必要。～	所轄労働基準監督署長の許可が必要。～
初版 第 2 刷	18	本文下から 5 ～ 4 行目	～ <u>その後の通常労働継続許可は原則としてしないこと</u>	～原則として、 <u>通常の労働の継続は許可しないこと</u>
初版 第 2 刷	19	本文下から 7 行目	時間外労働はさらに法定内残業と法定外残業の二つに分けられる。	<u>所定外労働は、法定内残業と法定外残業の二つに分けられる。</u>
初版	35	本文上から 3 ～ 4 行目	～次に掲げる要件の <u>いずれか</u> を満たす～	～次に掲げる要件の <u>いずれも</u> 満たす～

版・刷	頁	訂正箇所	誤	正
初版	36	「コラム」上から 6行目	～の手当が支給されるの が一般的である。	～で支給しているところ もある。
初版	40	本文下から4行目	確保することができるよ うにしている。 <u>通院休 暇（時間）</u> は、	確保することができるよ うにしている。 <u>通院休暇（時間）</u> は、
初版	44	図表1-2-13の (b)「該当する」 の項の②	②労使委員会の委員、労 働委員会の委員、 <u>検察審 査員</u>	②労働委員会の委員、 <u>検 察審査員、労働審判員、 裁判員</u>
初版	51	「コラム」上から 2行目	～始業・就業時刻の定め の例外にあたる。	～始業・就業時刻の設定 が、対象となる労働者の 裁量にゆだねられてい る。
初版	91	「理解度チェック」 設問7の2行目	8時間とする <u>変形労働時 間制</u> のもとで～	8時間とする <u>フレックス タイム制</u> のもとで～
初版	97	本文下から3行目	～住居と就業場所との間 の移動のときなどに	～住居と就業場所との間 の移動のときなどに
初版	116	本文下から13行目	( <u>安衛則第7条第5号</u> )	( <u>安衛則第7条第1項第 4号</u> )
初版	116	本文下から6行目	( <u>安衛則第7条第4号</u> )	( <u>安衛則第7条第1項第 3号</u> )
初版	120	本文上から2行目	( <u>安衛則第17条・第18条</u> )	( <u>安衛法第17条・第18条</u> )
初版	122	本文上から9行目	～それぞれの危険有害性 作業～	～それぞれの危険有害作 業～
初版	130	本文上から6行目	<u>安衛則第34条</u> )	<u>安衛則第35条</u> )
初版	138	図表2-2-3の 2列目	脳派パターン <u>θ派</u> <u>α派</u> <u>β派</u> <u>β派</u> またはてんかん波	脳波パターン <u>θ波</u> <u>α波</u> <u>β波</u> <u>β波</u> またはてんかん波
初版	148	図表2-3-1の (物質の状態)の 最上段	<u>液体</u>	<u>気体</u>
初版	156	本文上から10～11 行目	～ <u>安衛法第71条の2</u> に基 づき～	～ <u>安衛法第71条の3</u> に基 づき～

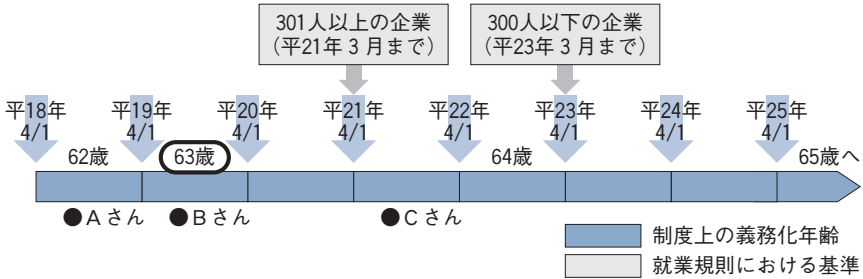
版・刷	頁	訂正箇所	誤	正
初版	221	図表4-2-2の「根拠規定(現行)」の項の下から1行目	雇保側125条2項1号イ	雇保則125条2項1号イ
初版	222	図表4-2-2の「根拠規定(現行)」の項の上から1行目	雇保側125条の3第4項1号イ(2)	雇保則125条の3第4項1号イ(2)
初版	293	本文下から13行目	～就業規則に反するよう な～	～就業規則の基準に達し ないような～
初版 第2刷	318	本文下から9～8 行目	60歳以上の高齢者が雇用 を続ける場合、賃金と年 金、それに上述したよう に、賃金と年金、そして 年金と雇用保険による～	60歳以上の高齢者が雇用 を続ける場合、賃金と年 金、それに上述したよう に、賃金と雇用保険によ る～
初版 第2刷	318	本文下から1行目	～過去1年間に受けた賞 与額が賃金計算の基礎に 参入されている～	～過去1年間に受けた賞 与額が賃金計算の基礎に 算入されている～
初版～ 第3刷	394	本文下から7行目	2006年9月にフィリピン との間で署名された経済 連携協定(EPF)～	2006年9月にフィリピン との間で署名された経済 連携協定(EPA)～
初版～ 第3刷	395	Key Word のタイトル	経済連携協定(EPF) と自由貿易協定(FTA)	経済連携協定(EPA) と自由貿易協定(FTA)
初版～ 第3刷	410	「索引」左段下から 3行目	EPF…………… 395	EPA …………… 395

※初 版：平成19年6月15日発行

第2刷：平成20年10月7日発行

第3刷：平成22年9月13日発行

● (初版・第2刷) 322頁 図表5-1-5 雇用確保措置による雇用終了年齢について



定年（60歳）に達した人たちの終了年齢は？（雇用確保によって）

- Aさん…→62歳になる平成20年には、63歳までになるため
- Bさん…→63歳になる平成22年には、64歳までになるため
- Cさん…→64歳になる平成25年には、65歳までになるため

63歳
64歳
65歳

※○部分が訂正箇所です。